

## 健康診断項目に係る厚生労働省局長通達について (事業者の皆様へのご理解・ご協力のお願い)

平素、労働安全衛生法に基づく健康診断の実施に関し、全衛連会員機関をご利用いただき厚く御礼を申し上げます。

さて、厚生労働省労働基準局長より「定期健康診断等における診断項目の取り扱いについて」(平成29年8月4日付基発第0804第4号)が発出され、事業者が健康診断を実施する場合の留意として次の2点が示されました。

1. 一部においては、血液検査等の省略の判断を医師でない者が一律に行うなど、適切に省略の判断が行われていないことが懸念される。規則第44条第2項により、厚生労働省告示に基づく、血糖検査、貧血検査等を省略する場合の判断は、一律な省略ではなく、経時的な変化や自覚症状を勘案するなどにより、個々の労働者ごとに医師が省略が可能であると認める場合においてのみ可能であること。
2. 健康診断の実施を委託する場合には、委託先の健康診断機関が、精度管理を含め健康診断を適切に実施しているかについての報告を求める等適切な管理を実施すること。

本通達は、裏面の「厚生労働大臣が定める基準」の運用に関し、健康診断項目の省略について医師の判断の徹底を求めるものです。

つきましては、本通達を遵守するため、健診項目の省略について検討される事業者様は、医師から、対象者及び省略項目の範囲についての判断を得ていただきますようお願いを申し上げます。

なお、上記2. に関して、全衛連の「労働衛生サービス機能評価認定施設」<sup>(注)</sup>は、精度管理を含め健康診断を適切に実施している施設であることを申し添えさせていただきます。

平成29年11月

公益社団法人 全国労働衛生団体連合会 (全衛連)  
会長 紀陸 孝

(注) 認定施設は、全衛連ホームページ (<http://www.zeneiren.or.jp/>) の労働衛生サービス機能評価事業 (<http://www.zeneiren.or.jp/service/index.html>) で確認できます。

## 労働安全衛生規則第 44 条第 2 項に基づき厚生労働大臣が定める基準

平成 10 年 6 月 24 日労働省告示第 88 号

平成 10 年 10 月 1 日 改正

平成 12 年 12 月 25 日 改正

平成 19 年 7 月 6 日 改正

平成 22 年 1 月 25 日 改正

次の表の左欄に掲げる健診項目については、それぞれ同表の右欄に掲げるものについて医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

項 目	省略することができる者
身長検査	20 歳以上の者
腹囲検査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 40 歳未満の者（35 歳の者を除く。）</li> <li>2. 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの</li> <li>3. BMI が 20 未満である者 BMI = 体重 (Kg) / 身長 (m)<sup>2</sup></li> <li>4. 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMI が 22 未満である者に限る。）</li> </ol>
胸部エックス線検査	<p>40 歳未満の者（20 歳、25 歳、30 歳及び 35 歳の者を除く。）で、次のいずれにも該当しないもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる者</li> <li>2. じん肺法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる者</li> </ol>
喀痰検査	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者</li> <li>2. 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者</li> <li>3. 胸部エックス線検査の項の右欄に掲げる者</li> </ol>
貧血検査、肝機能検査、 血中脂質検査、血糖検査及び心電図検査	40 歳未満の者（35 歳の者を除く。）